

指摘事項一覧表

＜記載要領＞

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください。(記入例:平成〇〇年〇月)

指摘項目		指摘事項等	講じた措置	完了(予定)時期	
(1)	申請受付から認定までの事務は適正に行われているか。	ア 申請の際の添付書類に漏れはないか。	所得証明の添付のないものがあった。	申請受付時の対応マニュアルから必要書類の周知徹底を図り、改善を行う。	平成27年3月
		イ 申請書等の内容の審査の方法の確認は適正に行っているか。	申請書と添付書類の内容が異なる場合を除き、世帯状況が住基台帳と相違ないかの確認をしていなかった。	申請書と住基台帳の相違を受付時に確認することとし、改善を行う。	平成27年3月
		ウ 記載内容に漏れや誤りがないか。	【就学援助】 ・ 申請理由等の記載漏れや生年月日等の記載誤りが散見された。 ・ 保護者と口座名義人が違うケースや押印が必要なものについて、拇印で受け付けているものがあった。	受付に記載例を掲示し、申請受付時の対応マニュアルから申請書の確認事項をまとめたチェック表を作成し、改善を行う。	平成27年3月
			【就学奨励費】 ・ 記載欄の間違いや満年齢の記載誤りが多く見受けられた。	受付に該当年の満年齢表を掲示し、改善を行う。 記載誤りがあった場合は、直ちに補正を求める。	平成27年3月
		エ 認定期間に誤りはないか。	月の途中で申請があった場合、要綱では翌月1日を認定期間の始期としているが、その申請月を始期として処理していた。	申請月を始期として認定を行うよう、要綱を改正する。	平成27年5月
(2)	支給事務は適正に行われているか。	定期支給時に支給漏れがあり、追加支給した事例があった。	定期支給事務について、追加申請者の漏れがないか等を学校に確認を依頼し、改善を図る。	平成27年3月	
(3)	就学援助の制度周知は適切に行われているか。	広報たがわ(2月1日号)の案内記事に対象者の基準が明記されていなかった。	認定基準(=生活保護基準の1.3倍未満)は個々に異なるため、案内記事に明記することはかえって市民の誤解を招くものと考え、明記せず、個別に対応する。	平成27年3月	
(4)	効率的かつ効果的に事務処理が行われているか。	【就学援助】 申請書の認定年月日等の記入欄がほとんど活用されていなかった。	様式の見直しを行い、改善する。	平成27年5月	
		【就学奨励費】 需要額の算定に誤りがあった。	エクセル表を活用して自動計算を行い、誤りのないよう改善する。	平成27年5月	